



| | |
|-------------|---|
| Title | 表紙、目次、奥付、関西大学法学会役員、関西大学法学会規則 |
| Author(s) | |
| Citation | 関西大学法學論集, 67(3) |
| Issue Date | 2017-09-20 |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/11494 |
| Rights | |
| Type | Others |
| Textversion | publisher |

THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW
OF
KANSAI UNIVERSITY

SEPTEMBER 2017

VOLUME LXVII

NUMBER 3

Articles

- Dynamic Conception of International Legal Order
in the British School: Brierly and Carr (1) *Taira NISHI* (1)
- The Death Penalty in Oceanian
Countries and Regions *Kenji NAGATA* (32)
- “Major Questions” Exception to Chevron Deference *Takao MORITA* (67)

Case Note

- Legal Duty to present Information requested
by Bar Association according to Article 23-2
of Lawyers Law of Japan *Takashi KURITA* (101)

Translations

- Andrew Erueti, ‘The International Labour
Organization and the Internationalisation
of the Concept of Indigenous Peoples’ *Takeshi TSUNODA* (133)
- Michael Pawlik, Das Unrecht des Bürgers (16) *Hirokazu KAWAGUCHI* (178)
Mitsuru IIJIMA
Akiko ICHIHARA

Material

- A Study of “Xiang Xing Yao Lan” (4) *Haruhito SADATE* (1)

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY
OSAKA, JAPAN

ISSN 0437-648X

關西大學

法學論集

第67卷 第3号

平成29年9月

論 說

- イギリスにおける動態的国際秩序思考(1) 西 平 等 (1)
——ブライアリとカー——
- オセアニアにおける死刑 永 田 憲 史 (32)
- 「重要問題」に係る行政機関の
制定法解釈と Chevron 敬讓 森 田 崇 雄 (67)

判例研究

- 弁護士会照会に対する報告義務と
報告拒絶による不法行為の成否 栗 田 隆 (101)
——最判平成28年10月18日民集70巻7号1725頁——

翻 訳

- アンドリュー・エルエティ
「ILO と先住民族の概念の国際化」 角 田 猛 之 (133)
- ミヒヤエル・パヴリック
『市民の不法』(16) 飯 島 暢 一 (178)
川 口 浩 一
原 亜 貴 子

資 料

- 呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注(四) 佐 立 治 人 (1)

関
西
大
学
法
学
論
集

第
六
十
七
卷
第
三
号

平
成
二
十
九
年
九
月

関
西
大
学
法
学
会

關西大學法學會

関西大学法学会役員（五十音順）

| | | | |
|--|--|---|---|
| 会長 小泉良幸 | 柄谷利恵子 川口浩一 川口美貴(庶務) | 滝川敏明 多治川卓郎(会計) | 松代剛枝(庶務) |
| 評議員 浅野宜之 荒木修 栗辻悠 飯島暢 五十嵐元道 池田慎太郎(庶務) | 河村厚 木下智史 金玲 権南希 葛原力三(監査) | 辰巳直彦 田中謙 津田由美子 角田猛之 寺川永 寺島俊穂(庶務) | 松元雅和 水野吉章 村上幸隆 村田大樹(庶務) |
| 石橋章市朗 市原靖久 今西康人 上田真二 浦東久男 占部洋之 大住洋 大津留智恵子 大仲土和(編集) | 久保宏之 栗田隆(編集) | 永田憲史 中野徹也 中村哲 西平等 西澤希久男 西村枝美(編集) | 元氏成保 森岡安廣 森田崇雄(編集) |
| 尾島史賢 梶原晶 春日偉知郎 | 小泉良幸 後藤元伸(庶務) | 原弘明 馬場圭太 羽原敬二 早川徹 廣川嘉裕 福島豪(会計) | 安武真隆 大和正史 山名京子 山名美加(編集) |
| | 近藤剛史 今野正規(編集) | 藤原稔弘 松尾知子 | 山中友理(会計) |
| | 坂本治也 笹本幸祐 佐立治人 佐藤やよひ 佐伯和也 下村正明 白須真理子 高作正博(編集) | | 山本慶介(会計) |
| | | | 由喜門眞治 横田直和 吉田栄司 吉田直弘 吉田徳夫 若月剛史 若松陽子(会計) |

前号目次（第67巻第2号）

論 説

| | |
|--|------|
| 過失犯における特別知識と特別能力の考慮について（1） | 森川智晶 |
| 民主主義社会と政治家に対する批判的表現の自由（2・完） | 兵田愛子 |
| ——風刺認定を通じた芸術的表現の保護から政治的表現の保護へのヨーロッパ人権裁判所における展開—— | |

研究ノート

| | |
|-------------------|------|
| 55年体制崩壊後の自民党の組織問題 | 森本哲郎 |
| ——理念の展開と実態—— | |

翻 訳

| | |
|--|------|
| ホセラモン・ベンゴエッチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」 | 角田猛之 |
|--|------|

資 料

| | |
|---------------------------------------|------|
| インド憲法の動態と改正 | 浅野宜之 |
| ——第93次改正（2006年）から第101次改正（2016年）を中心として | 孝忠延夫 |

| | |
|-----------------------|------|
| 呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（三） | 佐立治人 |
|-----------------------|------|

関西大学法学会規則

- 第1条 本会は、関西大学法学会と称する。
- 第2条 本会は、法学の研究を促進し、かつ研究の成果を発表することを目的とする。
- 第3条 本会は、次の事業を行う。
- 1 機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の発行。
 - 2 その他本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第4条 本会の事務所は、大阪府吹田市山手町3-3-35に置く。
- 第5条 本会は、次の者をもって会員とする。
- 1 法学部及び大学院法務研究科（以下法科大学院と称す）の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授。
 - 2 政策創造学部の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授であって入会した者。
 - 3 法学部、大学院法学研究科、法科大学院、政策創造学部またはガバナンス研究科の非常勤講師であって入会した者。
 - 4 法学部学生、大学院法学研究科学生及び法科大学院学生。
 - 5 政策創造学部の学生であって入会した者。
 - 6 法学部、政策創造学部、大学院法学研究科及び法科大学院の卒業生であって入会した者。
 - 7 その他評議員会の承認を得た者。
- 第6条 次の者を本会の名誉会員とする。
- 1 法学部又は法科大学院に在籍した名誉教授。ただし、特別契約教授として在職中の者は除く。
 - 2 特に評議員会の承認を得た者。
- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 法学部長をもって充てる。
 - 2 評議員 教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授をもって充てる。
 - 3 編集・庶務・会計各委員 評議員の中から評議員会において委嘱する。その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 第5条第1号及び2号の会員は会費年額15,000円を、同条第3号から7号までの会員は会費年額6,000円を納めることを要する。
- 第9条 会員及び名誉会員は、機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の配布を受ける。
- 第10条 付則 この規則の改正は、評議員会の決議による。
- 付則 この改正規則は、平成27年7月22日から施行する。ただし、従前の第8条の規定により平成21年度以降の会費を予め法学会に払込んでいる者については、なお従前の例による。

2017年9月13日 印刷
2017年9月20日 発行

関西大学 第67巻
法学論集 第3号

編集兼
発行人 関西大学法学会
振替 00910-4-66882

印刷所 (株)富山房インターナショナル
東京都文京区千石2-25-11

発行所 関西大学法学会
大阪府吹田市山手町3丁目3番35号
関西大学法学部内

